

最低制限価格率（低入札価格調査基準価格率・数値的判断基準率）

算定方法における建築物に係る直接工事費等の取扱い

【平成27年4月1日以降公表分から適用】

(1) 建築物に係る工事（(2)に該当する工事を除くものをいう。）について

直接工事費の額は、「直接工事費」から「現場管理費相当額」を減じた額とする。また、現場管理費の額は、「現場管理費」に「現場管理費相当額」を加えた額とする。

「現場管理費相当額」は、直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

(2) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事について

直接工事費の額は、「直接工事費」から「現場管理費相当額」を減じた額とする。また、現場管理費の額は、「現場管理費」に「現場管理費相当額」を加えた額とする。

「現場管理費相当額」は、直接工事費に10分の2を乗じた額とする。

※なお、本取扱いを適用する工事は、個別の公告文等においてその旨を表記しています。